

消 防 予 第 5 3 号
平成 27 年 2 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて（通知）

電子申請による建築確認手続き等については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」その他の関係法令及び告示の定めるところにより認められているところです。

建築確認手続き等において情報通信の技術を利用することは、申請者にとって窓口まで出向く時間的、距離的制約がなくなるという利点があります。

また、消防同意等事務（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意（以下「消防同意」という。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）への通知に係る事務のことをいう。以下同じ。）においても情報通信の技術を利用することは、建築主事、指定確認検査機関及び消防長等にとって、図書の保存スペースを減らすことができるなどの優れた点があります。

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについての留意点は、国土交通省より都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（別添 1）のとおり、通知されています。

今般、電子申請による建築確認（指定確認検査機関が実施するものに限る。）に係る消防同意等事務について、国土交通省と調整し、下記のとおり留意点を作成しましたので、消防同意等事務の運用にあたって、適正に対応されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防同意について

消防同意に係る事務手続きを、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、電磁的記録に双方が電子署名を付与すること等の適切な方法により電磁的記録を作成した本人の確認をするとともに、通信途中での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で実施されたい。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に実施方法を協議し、合意した上で行うこと。

なお、消防同意に係る事務手続きを、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用しないで行う場合は、指定確認検査機関は、電子申請された申請図書等については、その電磁的記録を、取違え防止のための識別番号を記載して紙に出力し、指定確認検査機関の責において電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨の証明とともに消防長等に提出することとなる。この場合においては、指定確認検査機関が紙に出力した図書には申請者及び設計者の押印がなされていないので留意すること。（別添2参照）

電子申請による建築確認に係る消防同意事務の流れは、別図1の例を参照のこと。

2 消防長等への通知について

建築基準法第93条第4項に基づく通知を、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、消防長等から指定確認検査機関に通知する手続きがないため、消防長等は電子署名の付与の手続き等を行う必要はない。消防長等への通知を情報通信の技術を利用して行う方法としては、指定確認検査機関のサーバーにアクセスして電子署名を検証（正当な認証局が発行している本人の電子証明書であること、電子証明書の有効期限が切れていないこと、電子証明書が失効していないこと、署名対象データが改ざんされていないこと）し、電磁的記録をダウンロードする方法等が考えられる。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に実施方法を協議し、合意した上で行うこと。

なお、指定確認検査機関から消防長等への通知を情報通信の技術を利用しないで受け取る場合は、消防同意の場合と同様に、指定確認検査機関は申請図書等の電磁的記録を紙に出力して消防長等に提出することとなる。

電子申請による建築確認に係る消防長等への通知事務の流れは、別図2の例を参照のこと。

3 その他

- (1) 電子申請された申請図書等を指定確認検査機関が紙に出力した場合の消防同意等事務の手続きは、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」（平成11年4月28

日消防予第 92 号) によること。

- (2) 建築確認手続き等における電子申請については、建築主事においても対応を行うことが認められており、建築主事はその運用を行う場合は、各地方公共団体において協議の上、対応すること。
- (3) 防火対象物の点検及び報告の特例申請等を情報通信の技術を利用する方法で行う場合は、原則、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）に規定する電子証明書を送信しなければならないとされていることから、消防同意等事務を情報通信の技術を利用する方法で行う場合も当該規則を参考のこと。

消防庁 予防課

予防係 福井・増沢・岡

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : h.oka@soumu.go.jp

任意様式

別添2

建築基準法第9条第1項の規定による
消防同意依頼書

第 000-0000-00000 号
平成 年 月 日

〇〇市消防局消防長

(株) 〇〇確認検査センター
代表取締役 〇〇 〇〇印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記の建築物の確認審査の申請を引き受けたので、建築基準法第9条第1項の規定に基づき同意を依頼します。

記

1. 受付年月日 平成 年 月 日

受付番号 第 000-0000-00000 号

2. 建築主 日本 太郎

住所 東京都世田谷区〇〇〇

3. 建築場所 東京都新宿区〇〇〇

4. 建築主からの申請方法 電子申請 電子申請以外

* 別添の確認申請書、図書・書類は、申請された電子文書の謄本であり、電子文書の記録内容と相違はありません

※消防同意依頼書（通知の場合は通知書）に、申請方法を記載
※電子申請の場合、電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨を記載

提出図書の返却方法：同封の封筒にて、ご返送下さいますようお願いいたします。

連絡先 (株) 〇〇確認検査センター

識別番号を記載→ 第 号

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（株）〇〇確認検査センター 代表取締役 〇〇 〇〇 様

平成〇〇年 〇月 〇日

※印影はありません

申請者氏名 建築 二郎 印

設計者氏名 江戸 次郎 印

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ニホン タロウ
【ロ. 氏名】 日本 太郎
【ハ. 郵便番号】 111-1111
【ニ. 住所】 東京都世田谷区〇〇〇1-1-1
【ホ. 電話番号】 03-0000-0000
-

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 6543210号
【ロ. 氏名】 建築 三郎
【ハ. 建築士事務所名】
(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 9876543号
XXXX一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 222-2222
【ホ. 所在地】 東京都港区港南〇-〇-〇
【ヘ. 電話番号】 03-0000-0000
-

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 0123456号
【ロ. 氏名】 江戸 次郎
【ハ. 建築士事務所名】
(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 9876543号
XXXX一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 222-2222
【ホ. 所在地】 東京都港区港南〇-〇-〇
【ヘ. 電話番号】 03-0000-0000
【ト. 作成又は確認した設計図書】
建築確認申請に係わる関係図書一式

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】
() 建築士事務所 () 知事登録第

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

外部仕上表

名称	仕様	備考
屋根	平形屋根スレート アスファルトルーフィング940	認定番号 NM-0000
外壁	窯業系サイディング 通気胴縁 厚18 透湿防水シート	認定番号 PC030BE-0000 [30分]
軒裏	防火不燃板	認定番号 QF045RS-0000 [45分]
鼻隠	押出成形セメント板	認定番号 NM-0000
樋	硬質塩ビ製 丸樋	
玄関ポーチ	磁器タイル 150角	
基礎	モルタル刷毛引き 水切: カラー鉄板	
バルコニー	FRP防水 下地水勾配付 1/50	認定番号 DR-0000
換気金物	外壁換気口: アルミ製 屋根換気: アルミ製 軒裏換気: アルミ製	100cm超はFD付 国土交通大臣認定品

外部建具

名称	仕様	備考
玄関ドア	アルミ製断熱バリアフリードア	
勝手口ドア	アルミ製断熱勝手口ドア	
サッシ	住宅用アルミサッシ 網戸付	

1. 構造概要

名称	仕様	備考
土台	桧 105mm×105mm	
躯体	木造軸組工法 地上2階 地下0階	
主要構造材等	土台	桧 105mm×105mm
	通し柱	杉 105mm×105mm
	隅柱	杉 105mm×105mm
	管柱	杉 105mm×105mm
	梁・桁	米松 105mm×120~360mm
	母屋	桧 90mm×90mm
筋かい	1階: 桧 45mm×90mm	
	2階: 米松 45mm×90mm	
間柱	1階: 桧 30mm×105mm	
	2階: 桧 30mm×105mm	
基礎	鉄筋コンクリート造 ベタ基礎 根入れ深さ: 250mm 立上り高さ: 650mm 底盤厚さ: 180mm	
アンカーボルト	M12 L=450 Zマーク金物 埋め込み長さ: 260mm 柱芯から150mm、間隔1820mm	建物出入り隅部・開口脇部
地業	砕石、ランマー締め	
地盤	地耐力: 30.0 KN/㎡ 粘土質・レキ混り	スウェーデン式サウンディング試験

2. 感知警報装置

種類	設置場所	種別	検定番号等	備考
住宅用防災警報器	居室・階段	光電式煙感住警器	鑑住第○号	連動型
住宅用防災警報器	台所	定温式熱感住警器	鑑住第◎号	連動型

内部仕上表

(単位: mm)

階数	室名	床			壁			天井			巾木			廻り縁			備考
		仕上 下地	記号 記号	厚 厚	仕上 下地	記号 記号	厚 厚	仕上 下地	記号 記号	厚 厚	仕上	記号	厚	仕上材	記号	厚	
1階	玄関	150角磁器タイル モルタル フローリング		9	ビニルクロス貼 せっこうボード	E		ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	150角タイル			木製		12	手摺
	ホール	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	廊下	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	ｶｯﾁﾝ・集成材	
		構造用合板		24													
	階段室	集材	D	35	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	手摺	
		構造用合板		24													
	居間	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	食堂	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	台所	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ・ｶｯﾌﾟﾎｰﾄﾞ	
		構造用合板		24													
	洗面・脱衣室	塩化ビニル製床材	C	2	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	洗面化粧台	
構造用合板(1類)			24+12														
洗濯機置場	塩化ビニル製床材	C	2	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	洗濯機用防水パン		
	構造用合板(1類)		24+12														
便所1	塩化ビニル製床材	C	2	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	手摺		
	構造用合板		24+12														
浴室	ユニットバス床面 発泡ウレタン(5mm)															ユニットバス 1616	
	畳	B	60	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	木目調ビニルクロス せっこうボード	E	9.5	畳寄せ						板の間: 縁甲板	
和室1	畳	B	60	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	木目調ビニルクロス せっこうボード	E	9.5	畳寄せ							
	構造用合板(F☆☆☆☆)		24														
和室2	畳	B	60	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	木目調ビニルクロス せっこうボード	E	9.5	畳寄せ							
	構造用合板(F☆☆☆☆)		24														
床の間	けやき単板合板	G		ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5								
	合板1類	H	9.5	化粧せっこうボード	F	12.5	化粧せっこうボード	F	9.5								
2階	主寝室	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	洋室1	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	洋室2	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12		
		構造用合板		24													
	便所2	塩化ビニル製床材	C	2	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	手摺・ｶｯﾁﾝ・集成材	
		構造用合板		24+12													
	廊下・ホール	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	洗面化粧台	
		構造用合板		24													
	階段室	集材	D	35	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製		12	手摺	
		構造用合板		24													
	クロゼット	フローリング	A	15	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	12.5	ビニルクロス貼 せっこうボード	E	9.5	木製巾木	9	木製				
		構造用合板		24													
押入・物入	合板1類	H	9.5	化粧せっこうボード	F	12.5	化粧せっこうボード	F	9.5								
	構造用合板		24														

※ビニルクロス(準不燃 QM-0000号)

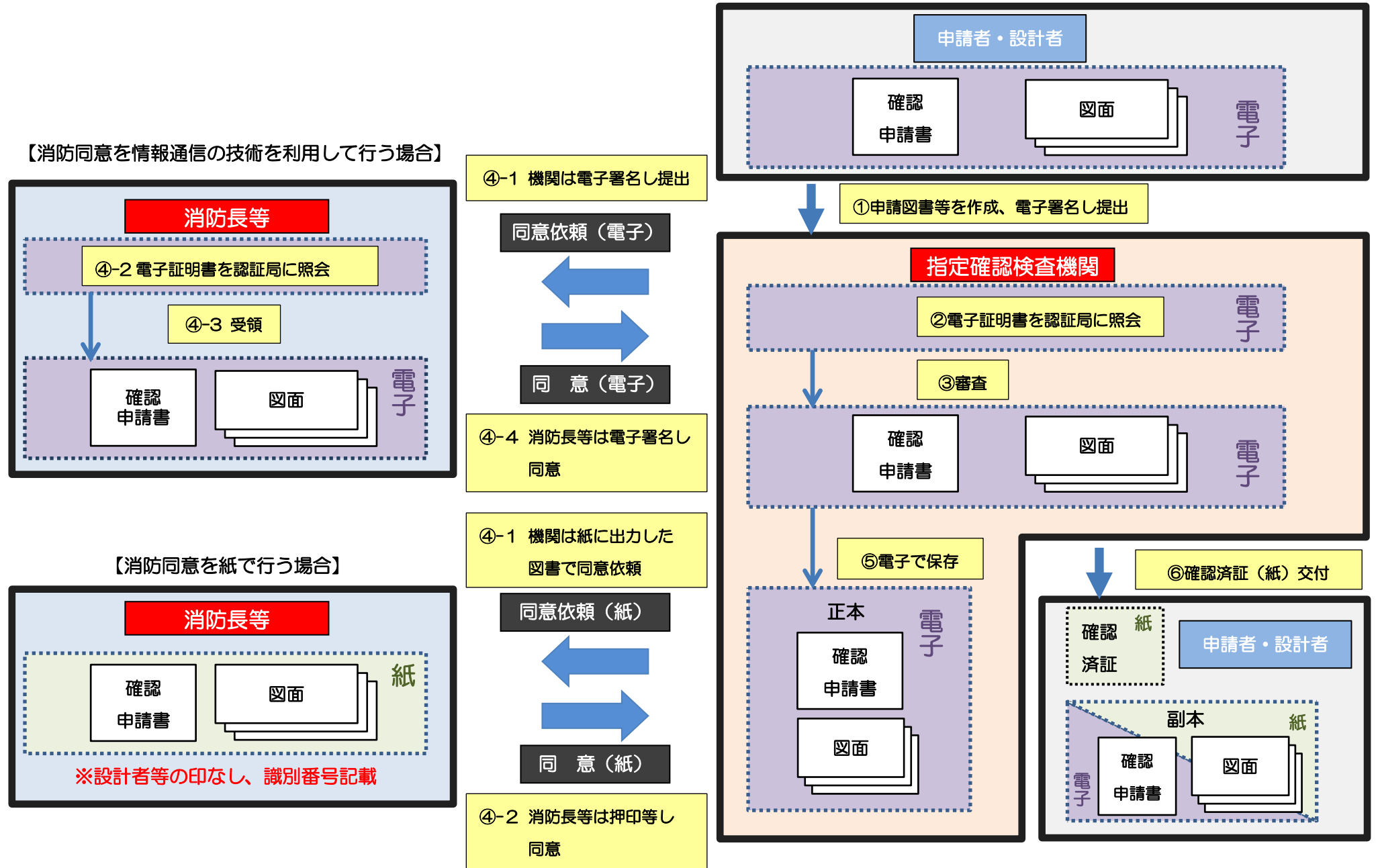
6-1. ホルムアルデヒド対策

(居室の内装仕上げ、天井裏等の下地材等: 使用建材による措置)

記号	特定建材	ホルムアルデヒド発散等級区分	商品名(メーカー名)	備考
A	複合フローリング	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇フローリング(〇〇〇)	
B	本量敷き	告示対象外		
C	塩化ビニル製床材	告示対象外		接着剤: 非ホルム 〇〇〇〇
D	タモ集成材	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇ウッド(〇〇〇)	
E	ビニルクロス貼	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇クロス(〇〇〇)	接着剤: 非ホルム 〇〇〇〇
F	化粧せっこうボード	告示対象外		
G	けやき単板合板	規制対象外 (F☆☆☆☆)		
H	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)		
押入・物入	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇ボード(〇〇〇)	
	特殊合板	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇ボード(〇〇〇)	
造付収納	構造用合板	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇ボード(〇〇〇)	
	木製建具	タモ練付合板フラッシュ	〇〇ドア(〇〇〇)	接着剤: 非ホルム 〇〇〇〇
襖戸、障子戸	ふすま紙、障子紙	告示対象外	〇〇クロス(〇〇〇)	下地(合板1類): 規制対象外(F☆☆☆☆)
	和室床	縁甲板		接着剤: 非ホルム 〇〇〇〇
ｷｯﾁﾝ、ｶｯﾌﾟﾎｰﾄﾞ	下駄箱、洗面化粧台	タモ練付合板張りMDF	〇〇〇〇(〇〇〇)	
	キッチン、カップボード	特殊合板	〇〇〇〇(〇〇〇)	
下駄箱、洗面化粧台	タモ集成材	規制対象外 (F☆☆☆☆)	〇〇ウッド(〇〇〇)	
	断熱材	断熱材	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

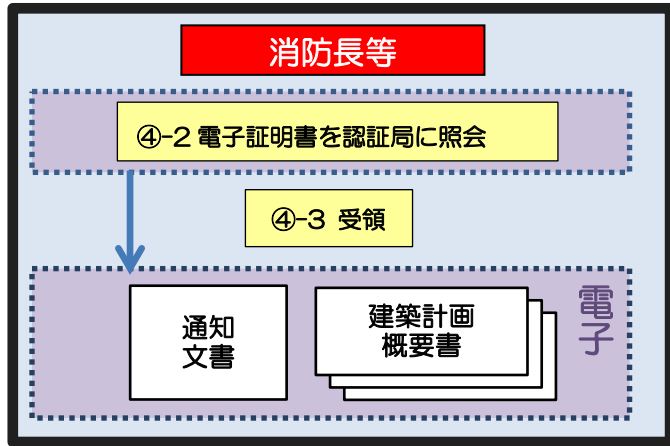
※印影がありません

電子申請による建築確認に係る消防同意事務の流れ(例)



電子申請による建築確認に係る消防長等への通知事務の流れ(例)

【消防長等への通知を情報通信の技術を利用して行う場合】



【消防長等への通知を紙で行う場合】

